

第3節 介護保険事業

(1) 制度の概要

① 目的

介護保険制度は、年齢を重ねるにしたがって起こる疾病等により、介護、機能訓練、看護等が必要な人が、可能な限り自立した生活を送り、人生の最後まで人間としての尊厳を全うできるよう、社会全体で支える仕組みです。

この制度は、介護サービスの給付と利用者の負担を明確にし、今後確実に増加が見込まれる介護費用を安定的に確保すること、利用者の選択により、必要な福祉サービスや保健医療サービスが利用できるようにすることを主眼に整備されています。

② 保険者

鳥取市に住民登録をしている人にとっての保険者は、鳥取市です。また、鳥取市から他の市町村の介護保険施設又は特定施設に直接入所した場合や鳥取市が措置した養護老人ホームの入所者は、住民登録は他市町村になりますが、保険者は鳥取市となります。

本市は保険者として保険給付の事務を行うとともに、制度の持続可能性や利用しやすい体制づくりに努めます。

③ 被保険者

本市の介護保険の被保険者は鳥取市に住所を有する40歳以上の人です。

65歳以上の人（第1号被保険者といいます。）は、全員が被保険者となりますが、40歳から64歳までの人（第2号被保険者といいます。）はいずれかの医療保険に加入している必要があります。

④ サービスの給付を受けるための手続き

介護保険によるサービスを受けるためには、「身体上又は精神上の障がいがあるため、日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、継続して常時介護を必要とする状態である。」、という認定（要介護認定）、または、「身体上又は精神上の障がいがあるため、継続して、日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態である。」という認定（要支援認定）を受ける必要があります。

介護保険での介護サービスを希望する人は、この認定を受けていただくため、本市に要介護認定の申請をします。本市はこの申請を受け、申請者の身体状況を客観的に評価するための認定調査を行います。併せて申請者の主治医に申請者の心身の状況について意見書の作成を依頼します。

本市は、認定調査の結果及び医師の意見書を鳥取県東部広域行政管理組合に設置されている「介護認定審査会」に送り、要介護認定のための審査判定を依頼します。認定審査会は、認定調査結果及び医師の意見書をもとに全国同一の基準により、介護が必要かどうか、また、必要であればその程度を判定し、本市に通知します。本市はこの通知に基づき認定をし、申請者に結果を通知します。

認定結果は、介護が必要な状態である「要介護」、要支援状態に該当する「要支援」、又はいずれにも該当しない「非該当」に区分され、さらに「要介護」は介護の必要の程度に応じて1から5までの区分に、「要支援」は支援の必要の程度に応じて1又は2に分けて認定されます。

ただし「要介護」、「要支援」と認定されるにあたっては、第1号被保険者は介護が必要となった原因は問いませんが、第2号被保険者はその原因が脳血管疾患、初老期における認知症等の、加齢にともなう国の定める疾病に該当している必要があります。

⑤ サービスの利用について

要介護認定で「要支援」、「要介護」と認定されたときは、介護保険のサービスを受けることができます。このうち、「要支援1」または「要支援2」と認定された人は、「介護予防給付」を受給することになります。この介護予防給付とは、従来の介護給付と比べ、介護予防を重視したサービスであり、このサービスを受けるにあたっては、鳥取市の運営する地域包括支援センターで介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成していきます。（要支援1、2と認定された人は施設入所できません）また、要介護の認定を受けた人は、居宅サービスまたは施設サービスのどちらかのサービスが利用できます。

サービスを受けるにあたっては、サービス受給者や家族の意向に基づいて、必要とするサービスを受けることができます。

また、居宅サービスを受ける場合、介護が必要な程度によって、利用できるサービスの上限度額（利用限度額）があらかじめ決まっており、程度が高いほど、利用限度額は高くなっていきます。介護保険の給付サービスには、それぞれ経費（介護報酬といいます。）が決まっており、このサービスを組み合わせて利用することとなりますが、介護報酬の合計額が本人の利用限度額以内である必要があります。

このサービスの組み合わせを「居宅介護サービス計画（ケアプラン）」（どのようなサービスをいつ、どの程度使うか）で定めます。この計画は、原則、「居宅介護支援事業者」が本人や家族と相談して作成します。

介護サービスを利用すると、そのサービスに要する経費の1割を負担していただきますが、介護サービス計画の作成については、自己負担はありません。

なお、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費の支給を受けることにより、利用者の負担が一定額以上にならないように配慮されています。

⑥ 保険料

第1号被保険者の保険料は、本市の「介護保険サービスの給付状況」、「財政安定化基金からの借り入れの返済に要する費用」および「被保険者数」などを勘案して、所得段階に応じた定額の保険料を3年ごとに保険者が条例で定めますが、第2号被保険者の保険料は、加入している医療保険がそれぞれ定めます。

（納付方法）

第1号被保険者の保険料は、受給している老齢・退職年金額及び障害・遺族年金額が年額18万円以上であればその年金から差し引かさせていただきます。年額18万円未満の人の場合は、本市が発行する納付書により納めていただきます。なお、保険料が滞納となった場合には、要介護者等となっても滞納期間に応じて、保険給付の支払い方法の変更や一時差止、給付と滞納保険料との相殺などの措置が行われます。

また、第2号被保険者は、加入している医療保険の保険料に合わせて納めていただきます。

⑦ 給付されるサービス

介護保険で給付されるサービスは、次のものです。

【 】内のサービス名は要支援1、2の人が利用できる介護予防サービスの名称です。

<居宅サービス—訪問系>

・訪問介護 詳細は27ページ

【介護予防訪問介護】

・訪問入浴介護 詳細は27ページ

【介護予防訪問入浴介護】

・訪問看護 詳細は28ページ

【介護予防訪問看護】

・訪問リハビリテーション 詳細は28ページ

【介護予防訪問リハビリテーション】

・居宅療養管理指導 詳細は29ページ

【介護予防居宅療養管理指導】

<居宅サービス—通所系>

・通所介護 詳細は29ページ

【介護予防通所介護】

・通所リハビリテーション 詳細は30ページ

【介護予防通所リハビリテーション】

・短期入所生活介護 詳細は30ページ

【介護予防短期入所生活介護】

・短期入所療養介護 詳細は31ページ

【介護予防短期入所療養介護】

<居宅サービス—その他>

・介護サービス計画の作成 計画作成費が全額支給されます。

・福祉用具の貸与等 福祉用具の貸与・販売及び住宅改修費に対して給付を受けることができます。

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】で保険給付の対象となる品目	
福祉用具貸与 (要介護1～5の人) ※◎の品目は原則要支援1、2 要介護1の人は対象外	日常生活の生活を助けるための以下の福祉用具を貸与します。 ◎車いす (及び付属品) ◎特殊寝台 (及び付属品) ◎床ずれ予防用具 ◎体位変換器 ○手すり (工事を伴わないもの) ○スロープ (工事を伴わないもの) ○歩行器 ○歩行補助つえ ◎認知症老人徘徊感知機器 ◎移動用リフト (つり具の部分を除く)
介護予防福祉用具貸与 (要支援1、2の人)	福祉用具のうち介護予防に資するものについて貸与を行いません。
特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】で介護給付の対象となる品目	
特定福祉用具販売 (要介護1～5の人)	入浴や排泄などに使用する福祉用具の販売に対し、給付を行いません。 ○腰掛け便座 ○特殊尿器 ○入浴補助用具 ○簡易浴槽 ○移動リフトのつり具
特定介護予防福祉用具販売 (要支援1、2の人)	介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具の販売に対し、給付を行いません。
住宅改修費【介護予防住宅改修費】の支給の対象となるもの	
○手すりの取り付け ○床段差の解消 ○床材の変更 (滑り防止、移動の円滑化) ○引き戸等扉の取り替え ○洋式便器等への便器の取替え ○前記に付帯する改修	

＜居宅サービス—在宅に近い暮らしをする＞

- ・ 特定施設入居者生活介護 詳細は31ページ
【介護予防特定施設入居者生活介護】

＜地域密着型サービス＞

- ・ 認知症対応型通所介護 詳細は34ページ
【介護予防認知症対応型通所介護】

- ・ 小規模多機能型居宅介護 詳細は34ページ
【介護予防小規模多機能型居宅介護】

- ・ 認知症対応型共同生活介護 詳細は35ページ
【介護予防認知症対応型共同生活介護】

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 詳細は35ページ

- ・ 夜間対応型訪問介護 夜間の定期的な巡回訪問または通報により、ホームヘルパーが訪問します。

- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ケアハウスなどで介護を受けられます。

(注) 該当する施設は、介護専用型特定施設（定員29人以下）です。

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 詳細は35ページ

- ・ 複合型サービス 詳細は36ページ

＜施設サービス＞

- ・ 介護老人福祉施設……………特別養護老人ホーム
- ・ 介護老人保健施設……………老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設……………療養型病床群

⑧ その他の施策

＜給付関係＞

高額介護（支援）サービス費

介護保険サービスを利用した人の自己負担額が一定額を超えた場合に、所得区分に応じて高額介護（支援）サービス費を支給します。 詳細は40ページ

なお、平成20年4月のサービス利用分より高額医療・高額介護合算制度が始まり、1年間における医療保険と介護保険の自己負担合計額において一定額を超えた部分が支給されます。

詳細は40ページ

特定入所者介護（介護予防）サービス費

所得の低い要介護者が介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したとき、食費・居住費（滞在費）について補足給付として特定入所者介護サービス費を支給します。

また、所得の低い要支援者が短期入所サービスを利用したとき、食費・滞在費について特定入所者介護予防サービス費を支給します。

対象となる所得の低い人とは、生活保護受給者等と市町村民税世帯非課税者です。

社会福祉法人による軽減措置

社会福祉法人が行う、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設の各サービスの利用者のうち、低所得者について社会福祉法人が軽減を行い、その軽減額の一部について国・県・市が補助金を支給します。

災害等による介護保険料徴収猶予・減免

災害、生計中心者の死亡・疾病・失業など年度当初に賦課した時点では予想できなかった事情により一時的に負担能力が低下した場合に、保険料の徴収猶予・減免を行います。

低所得者に対する介護保険料軽減

年収が65万円以下など条件を有する低所得者を対象に保険料の軽減を行います。

☞詳細は42ページ

⑨ 財政運営

介護保険制度は、介護給付費用の2分の1を公費（税金）、残りを被保険者が支払う保険料でまかなうこととなっています。

介護給付費の財源内訳は、国が約25%（施設等給付費の負担割合は15%）、県・市がそれぞれ約12.5%（県の施設給付費の負担割合は17.5%）、第1号被保険者保険料が約21%、第2号被保険者保険料が約29%となります。

介護給付費用の見込みについては、これまでの実績をもとに総給付額を推計し、この額から第1号被保険者保険料を決定します。

第1号被保険者の保険料が必要な額だけ徴収できない場合には、介護保険財政が収入不足となりますが、これに対しては県に「財政安定化基金」を設け、保険料の未納による赤字の際の臨時的な対応がなされることとされています。

⑩ 介護給付の適正化

介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するようにすること、不正請求等を防止することで介護保険財政の健全化を図ります。

☞詳細は43ページ

⑪ 地域密着型サービス事業者の指定、指導・監督

地域密着型サービス事業者の指定に関しては本市が行なうこととなります。このサービスの対象者は認知症高齢者や要介護度の高い高齢者が相当数利用することが見込まれるため、サービスの質の確保に留意し、可能な限り質の高い事業者を指定していくよう努めます。また、運営に関しても指導・監督を実施し、質の確保を図ります。

⑫ 介護給付対象サービスの供給の把握

介護保険制度のもとでは、サービスの提供は利用者と事業者の契約によるものであり、それぞれの事業者はサービスの提供について自由に競争することとなります。事業者間の競争により、豊富で質の高いサービスが提供されることは市民の福祉向上には望ましいことですが、過当競争の結果、事業所の統廃合等がおり「いつでも、どこでも、必要なだけ利用者の希望を満たす質の高いサービスを受けることができる」、という介護保険の趣旨が損なわれることになりかねません。

このような状況を未然に防止するため、本市は常に事業者の事業運営の動向を把握し、利用者の希望に沿ったサービスの供給を確保することに努めます。

⑬ 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターでは、いつまでも、自分らしく住み慣れた地域で暮らすことができるように、介護予防のケアマネジメント、高齢者に関する総合相談、権利擁護事業、介護支援専門員や関係機関との連携支援などの業務を充実していきます。

要介護状態になることを防ぐために、要支援の認定を受けた高齢者及び特定高齢者の介護予防ケアプランの作成や介護予防事業などを実施します。

また、認知症高齢者が増加する中で、啓発活動などの認知症対策を推進するとともに、高齢者の尊厳を護るために高齢者虐待の防止に努めます

さらに、多様な相談に対応するために、医療、保健、福祉など関係機関との連携や地域の社会資源の有効活用を図っていきます。

⑭ 事業評価

地域包括支援センターの運営の評価及び地域密着型サービスの運営の評価を鳥取市高齢者地域介護・予防協議会（被保険者（第1号および2号）、介護保険サービス事業者、職能団体、地域コミュニティー等の代表者からなる協議会）で行なうことにより、適正な運営を図っていきます。

(2) 施設整備の推進

① 特別養護老人ホーム

鳥取県が実施された特別養護老人ホーム入所待機者調査（平成23年4月1日現在）によると、本市の特別養護老人ホームの自宅待機者は328人あり、そのうち特に緊急度の高い要介護度4～5の待機者は111人あります。これらの待機者と将来の増加を見込んで、140床（1施設70床×2施設）を新たに整備し、平成23年度に前倒しして整備した70床に加えて、合計210床を第5期計画期間中に供給します。

② 認知症高齢者グループホーム

鳥取県が実施された認知症グループホーム入所待機者調査（平成23年8月1日現在）によると、本市の認知症高齢者グループホームの自宅待機者は45人あり、そのうち利用割合の高い要介護度2～3の待機者28人を中心に解消を図るため、3施設（定員9人×3施設=27人）を整備し、第5期計画期間中に供給します。

現在未整備の用瀬地域と気高地域にそれぞれ1箇所整備して、合併地域の8地域すべてに認知症高齢者グループホームを1箇所ずつ整備完了する一方、鳥取地域にも1箇所を整備します。

③ 介護療養病床・介護老人保健施設

平成23年6月の介護保険法の改正により、介護療養病床の転換期限が平成30年3月31日まで延長されました。現状における各施設の転換意向を踏まえて、第5期計画のサービス見込み量の算定に当たっては介護療養病床の転換は見込まないこととしますが、計画期間中に転換意向が生じた場合には適切に対応していきます。

介護老人保健施設については、第5期計画は特別養護老人ホームの待機者の解消を重点的に推進するため、新たな整備は行わないこととします。

(3) 介護サービス量等の見込

<居宅サービス>

(注) ①訪問介護・介護予防訪問介護、②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、③訪問看護・介護予防訪問看護、④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションについては、平成23年度までは1日に複数回の利用でも1回として集計していましたが、国から示された集計シートのプログラム変更により、平成24年度以降は複数回で集計しているため見込み量が増加しています。

① 訪問介護・介護予防訪問介護

訪問介護

ホームヘルパー等が要介護者の居宅に訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除等の家事援助を行います。

介護予防訪問介護

介護予防の観点からホームヘルパー等が要支援者の居宅に訪問して、入浴・排泄・食事等の身体介護や調理・掃除等の家事援助を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

36 事業者

訪問介護・介護予防訪問介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	11,371	11,490	11,262	11,709	12,954	14,200
	6,144	6,486	6,807	7,444	7,988	8,531
総実回数 (回)	149,683	150,162	151,848	232,936	259,987	287,039
総費用額 (千円)	593,378	582,450	586,888	664,688	746,181	827,674
	115,843	125,484	131,478	148,358	160,641	172,924

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

(注) 表中の21年度・22年度の数値については実績。また、23年度以降の数値は見込み値となっています。また、総費用額は報酬改定により変更されることもあります。以下の表についても特段の記載がない限り同様とします。

② 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

訪問入浴介護

事業者が要介護者の居宅に浴槽を搬入して、入浴の介助を行います。

介護予防訪問入浴介護

介護予防の観点から事業者が要支援者の居宅に浴槽を搬入して、入浴の介助を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

10 事業者

訪問介護・介護予防訪問介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	1,184	1,237	1,281	1,554	1,873	2,191
	8	8	12	14	15	17
総実回数 (回)	5,339	5,886	6,183	7,169	8,747	10,324
	39	26	54	55	62	69
総費用額 (千円)	60,605	61,356	69,703	80,975	98,801	116,626
	300	205	420	396	447	497

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

③ 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護

看護師等が訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

介護予防訪問看護

介護予防の観点から看護師等が訪問し、主治医の指示に基づき療養上の世話または必要な診療の補助を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

40 事業者

（注）みなし指定も含む

訪問看護・介護予防訪問看護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	3,483	3,403	3,417	4,008	4,680	5,352
	229	219	234	252	276	301
総実回数 (回)	21,397	20,547	20,304	23,608	27,728	31,847
	1,066	1,028	1,083	1,047	1,158	1,270
総費用額 (千円)	156,665	151,336	149,834	174,806	205,763	236,719
	6,086	6,098	6,707	6,298	6,966	7,635

（注）上段：介護給付、下段：介護予防給付

④ 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーション

理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、必要な機能回復訓練を行います。

介護予防訪問リハビリテーション

介護予防の観点から理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、必要な機能回復訓練を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

17 事業者

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	880	970	1,083	1,249	1,407	1,564
	286	243	279	290	316	342
総実回数 (回)	4,178	5,165	6,687	11,811	13,278	14,745
	1,342	1,189	1,296	2,854	3,117	3,379
総費用額 (千円)	22,529	25,921	31,428	33,803	38,002	42,201
	6,805	6,051	6,720	7,944	8,674	9,405

（注）上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑤ 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が療養上の管理や指導を行います。

介護予防居宅療養管理指導

介護予防の観点から医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が療養上の管理や指導を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

197 事業者

（注）みなし指定も含む

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	5,035	4,874	4,911	4,646	4,647	4,649
	402	509	459	293	310	326
総費用額 (千円)	33,203	31,668	32,840	33,344	33,354	33,364
	2,459	3,164	2,876	1,599	1,683	1,768

（注）上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑥ 通所介護・介護予防通所介護

通所介護

デイサービスセンターにおいて食事・入浴サービス等の提供を受け、心身機能の維持向上を図ります。

介護予防通所介護

デイサービスセンターにおける日常生活上の支援、生活行為向上の支援に加え、目標にあわせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用します。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

75 事業者

通所介護・介護予防通所介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	20,442	21,966	22,470	21,970	24,116	26,262
	7,561	8,172	8,487	9,022	9,680	10,338
総実回数 (回)	182,979	218,831	235,131	247,455	272,069	296,684
総費用額 (千円)	1,592,586	1,818,531	1,956,967	2,100,808	2,322,539	2,544,271
	229,533	259,033	272,276	299,175	326,550	353,924

（注）上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑦ 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

通所リハビリテーション

デイケアセンターに通所して、日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを行います。

介護予防通所リハビリテーション

デイケアセンターにおける日常生活上の支援や生活行為向上のリハビリに加え、目標にあわせて運動器の機能向上などのサービスを選択して利用します。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

12事業者

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションの実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	7,407	7,140	7,281	7,666	8,359	9,053
	2,877	2,922	3,195	3,421	3,723	4,024
総実回数 (回)	61,389	60,109	62,721	66,352	72,429	78,505
総費用額 (千円)	564,315	551,350	580,007	624,602	684,844	745,087
	109,460	114,338	125,282	138,264	152,480	166,695

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑧ 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護

特別養護老人ホームへ短期入所することにより、入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行います。

介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームへ短期入所し、介護予防の観点から入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

10事業者

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	2,943	2,947	3,048	3,280	3,667	4,055
	99	96	129	146	160	173
総実回数 (回)	26,503	27,232	27,288	29,507	33,251	36,994
	620	556	612	692	759	827
総費用額 (千円)	219,351	229,885	231,025	255,931	289,842	323,753
	2,191	3,143	3,673	4,228	4,663	5,098

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑨ 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護

介護老人保健施設等への短期入所で、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話および機能訓練を行います。

介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設等への短期入所で、介護予防の観点から、看護、医学的管理下の介護と日常生活上の世話および機能訓練を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

12 事業者

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	1,246	1,406	1,434	1,600	1,821	2,041
	19	26	15	0	0	0
総実回数 (回)	11,088	12,408	11,157	13,085	14,913	16,742
	109	184	132	0	0	0
総費用額 (千円)	102,578	123,874	113,472	135,388	154,854	174,319
	526	1,045	626	0	0	0

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑩ 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、入浴・排泄・食事等日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話を行います。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居して、介護予防を目的とした入浴・排泄・食事等日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

5 事業者

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	1,872	1,998	1,968	1,956	1,956	1,956
	425	458	507	492	492	492
総費用額 (千円)	301,468	325,850	317,846	303,441	303,441	303,441
	22,905	25,662	31,026	31,633	31,633	31,633

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑪ 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

福祉用具貸与

要介護者の日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち、介護予防に資するものを貸与します。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）		14事業者
対象となる品目	車いす（及び付属品） 特殊寝台（及び付属品） 床ずれ防止用具 体位変換器 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト（つり具の部分を除く）	手すり（工事を伴わないもの） スロープ（工事を伴わないもの） 歩行器 歩行補助つえ

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	19,989	21,221	22,212	23,949	26,659	29,368
	2,532	3,385	4,089	4,336	4,724	5,112
総費用額 (千円)	246,716	259,424	277,173	301,491	341,843	382,195
	10,726	13,742	16,923	16,421	17,982	19,542

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑫ 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売（福祉用具購入費の支給）

特定福祉用具販売

入浴・排泄などに使用する福祉用具の販売に対し、給付を行います。

特定介護予防福祉用具販売

介護予防に資する入浴・排泄などに使用する福祉用具の販売に対し、給付を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）		14事業者
対象となる品目	腰掛け便座 入浴補助用具 特殊尿器 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分	

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	531	538	414	636	684	732
	186	252	183	316	344	372
総費用額 (千円)	14,375	14,248	11,341	15,810	17,017	18,224
	4,086	5,699	3,746	5,859	6,375	6,891

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑬ 住宅改修・介護予防住宅改修

住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けなどの住宅改修にかかる費用に対する給付を行います。

対象となる改修	手すりの取り付け 床段差の解消 床材の変更（滑り防止、移動の円滑化） 扉を引き戸に取り替え 洋式便器等への便器の取替え 上記に付帯する改修
---------	--

住宅改修・介護予防住宅改修の実施状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	407	415	357	492	540	588
	207	286	183	324	348	372
総費用額 (千円)	39,536	38,798	33,471	45,430	49,848	54,266
	22,259	29,815	18,692	33,953	36,470	38,988

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援

要介護と認定された人が、居宅において介護サービスを受ける際、介護支援専門員（ケアマネジャー）が要介護者の希望に基づき、適正なサービスが計画的に受けられるよう、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護予防支援

要支援1・2と認定された人は、地域包括支援センターのスタッフが介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）	5事業者
鳥取市の地域包括支援センターの数（平成24年1月現在）	4箇所

居宅介護支援・介護予防支援の実施状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	36,177	37,584	37,884	41,648	46,552	51,456
	15,778	16,654	17,475	19,844	22,300	24,756
総費用額 (千円)	466,116	491,144	495,330	549,343	615,446	681,549
	66,457	70,714	74,067	84,431	94,897	105,362

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

<地域密着型サービス>

① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービス等に通い、機能訓練や日常生活上の世話を受けます。

介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者がデイサービス等に通い、介護予防の観点から機能訓練や日常生活上の世話を受けます。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

13 事業者

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護の実施状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	2,584	2,689	2,829	2,917	3,217	3,518
	101	97	84	105	113	122
総実回数 (回)	28,231	29,775	33,003	34,624	38,349	42,073
	572	666	513	597	654	711
総費用額 (千円)	291,625	316,904	347,983	372,728	414,924	457,120
	4,706	5,671	4,391	5,203	5,714	6,224

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

② 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心とし、訪問や宿泊も出来る多機能な施設で、日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

介護予防小規模多機能型居宅介護

心身の状況に応じて、通いを中心とし、訪問や宿泊も出来る多機能な施設で、介護予防の観点から日常生活上の介護や機能訓練を受けます。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

25 事業者

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護の実施状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	2,758	3,572	4,278	4,836	5,292	5,748
	260	358	396	360	383	407
総費用額 (千円)	506,957	670,080	788,718	927,368	1,020,555	1,113,743
	16,340	21,846	22,414	21,483	23,312	25,141

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

③ 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者に対し、共同生活を営む住居等において日常生活上の世話および機能訓練を行います。

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に対し、共同生活を送りながら生活機能の向上に配慮した支援を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

16事業者

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	1,988 0	2,156 5	2,304 0	2,316 0	2,640 0	2,640 0
総費用額 (千円)	470,539 0	506,746 957	547,694 0	550,488 0	627,624 0	627,624 0

(注) 上段：介護給付、下段：介護予防給付

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29名以下の特別養護老人ホームに入所している人に対し、日常生活上の介護や療養上の世話を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

0事業者

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	246	243	258	0	0	0
総費用額 (千円)	69,296	70,290	72,697	0	0	0

⑤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて、ホームヘルパー等が要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話を行ったり、看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

0事業者

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	0	0	0	600	600	600
総費用額 (千円)	0	0	0	74,279	74,279	74,279

⑥ 複合型サービス

訪問看護と小規模多機能型居宅介護など複数のサービスを組み合わせて、効果的なサービスを提供します。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

0事業者

複合サービスの実施状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	0	0	0	612	612	612
総費用額 (千円)	0	0	0	138,699	138,699	138,699

⑦ 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの実施状況と見込量

サービス種類	圏域名 校区名	A 圏 域 (中ノ郷・北・西・福部)					
	年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(介護予防) 認知症対応型通所介護	利用回数	11,863回/年	13,056回/年	13,830回/年	15,250回/年	16,889回/年	18,525回/年
	利用者数	1,068人/年	1,166人/年	1,064人/年	1,070人/年	1,180人/年	1,289人/年
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	施設数	3施設	4施設	5施設	5施設	5施設	5施設
	利用者数	42人/月	67人/月	87人/月	95人/月	104人/月	112人/月
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	入居定員	36人	45人	45人	45人	45人	45人
	利用者数	32人/月	38人/月	43人/月	44人/月	51人/月	51人/月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入居定員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

サービス種類	圏域名 校区名	B 圏 域 (東・南・桜ヶ丘・国府)					
	年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(介護予防) 認知症対応型通所介護	利用回数	4,470回/年	4,455回/年	4,670回/年	4,790回/年	5,304回/年	5,819回/年
	利用者数	445人/年	468人/年	454人/年	453人/年	499人/年	546人/年
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	施設数	6施設	7施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	利用者数	94人/月	105人/月	127人/月	138人/月	152人/月	164人/月
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	入居定員	72人	72人	72人	72人	72人	72人
	利用者数	70人/月	71人/月	70人/月	76人/月	86人/月	86人/月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入居定員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

サービス種類	圏域名 校区名	C 圏 域 (江山・高草)					
	年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(介護予防) 認知症対応型通所介護	利用回数	5,019回/年	6,171回/年	7,162回/年	6,657回/年	7,371回/年	8,086回/年
	利用者数	505人/年	588人/年	674人/年	701人/年	772人/年	844人/年
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	施設数	1施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
	利用者数	17人/月	26人/月	25人/月	27人/月	28人/月	31人/月
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	入居定員	27人	27人	27人	27人	27人	27人
	利用者数	25人/月	25人/月	25人/月	27人/月	30人/月	30人/月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入居定員	20人	20人	20人	20人	20人	20人
	利用者数	17人/月	21人/月	20人/月	20人/月	20人/月	20人/月

サービス種類	圏域名 校区名	D 圏 域 (湖東・湖南)					
	年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(介護予防)認知症対応型通所介護	利用回数	4,037回/年	4,897回/年	5,368回/年	5,706回/年	6,319回/年	6,931回/年
	利用者数	426人/年	475人/年	466人/年	441人/年	486人/年	532人/年
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	施設数	1施設	2施設	2施設	2施設	2施設	2施設
	利用者数	24人/月	28人/月	41人/月	43人/月	47人/月	52人/月
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	入居定員	9人	9人	9人	9人	9人	9人
	利用者数	9人/月	9人/月	9人/月	9人/月	11人/月	11人/月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入居定員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

サービス種類	圏域名 校区名	E 圏 域 (河原・用瀬・佐治)					
	年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(介護予防)認知症対応型通所介護	利用回数	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年	0回/年
	利用者数	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	施設数	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設	4施設
	利用者数	52人/月	72人/月	74人/月	76人/月	83人/月	90人/月
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	入居定員	9人	18人	18人	18人	27人	27人
	利用者数	18人/月	16人/月	18人/月	18人/月	20人/月	20人/月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入居定員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

サービス種類	圏域名 校区名	F 圏 域 (気高・鹿野・青谷)					
	年 度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
(介護予防)認知症対応型通所介護	利用回数	2,201回/年	2,063回/年	2,142回/年	2,501回/年	2,769回/年	3,038回/年
	利用者数	320人/年	299人/年	296人/年	309人/年	340人/年	371人/年
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	施設数	2施設	3施設	3施設	3施設	3施設	3施設
	利用者数	31人/月	38人/月	49人/月	54人/月	59人/月	64人/月
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	入居定員	9人	18人	18人	18人	27人	27人
	利用者数	9人/月	13人/月	18人/月	19人/月	22人/月	22人/月
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入居定員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月

⑧ 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの必要利用定員総数

サービスの種類	A圏域	B圏域	C圏域	D圏域	E圏域	F圏域
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	45人	72人	27人	9人	27人	27人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人	0人

<施設サービス>

① 介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム入所者に対し、介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理などを行います。入所待機者の解消を図るため、140床（1施設70床×2施設）を新たに整備し、平成23年度に前倒しして整備した70床に加えて、合計210床を第5期計画期間中に供給します。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

10事業者

介護老人福祉施設サービスの実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	9,842	9,885	9,849	10,824	11,652	12,480
総費用額 (千円)	2,422,281	2,457,901	2,456,914	2,690,708	2,896,658	3,102,411

② 介護老人保健施設

老人保健施設入所者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練などを行います。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

8事業者

介護老人保健施設サービスの実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	8,286	8,476	8,502	8,508	8,508	8,508
総費用額 (千円)	2,169,270	2,220,954	2,233,237	2,305,743	2,305,743	2,305,743

③ 介護療養型医療施設

療養病床等において、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護等を行います。

療養病床の再編に伴い、医療保険適用の療養病床が介護保険適用の施設に転換されます。介護療養病床の転換期限が平成30年3月31日まで延長されました。

鳥取市内に事務所を有する事業者の数（平成24年1月現在）

4事業者

介護療養型医療施設サービスの実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総実人数 (人)	2,343	2,458	2,442	2,460	2,460	2,460
総費用額 (千円)	827,374	863,419	846,882	867,222	867,222	867,222

<低所得者対策>

① 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスを利用した人の1月あたりの自己負担額が一定額を超えた場合に、所得に応じた高額介護（介護予防）サービス費を支給します。なお、平成20年4月のサービス利用分より高額医療・高額介護合算制度が始まり、8月から翌年7月の1年間における医療保険の自己負担額との合計額において一定額を超えた部分が支給されるようになりました。

高額介護（介護予防）サービス費		
区 分		世帯の上限額
利用者負担段階 第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている人、生活保護を受給している人	15,000円/月 (個人)
利用者負担段階 第2段階	市民税非課税世帯の人のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	15,000円/月 (個人)
利用者負担段階 第3段階	市民税非課税世帯の人のうち、上2項に該当しない人	24,600円/月
利用者負担段階 第4段階	上3項に該当しない人（市民税課税世帯）	37,200円/月

高額医療・高額介護合算制度（世帯負担限度額）

区 分	加入医療保険		
	後期高齢者医療	70歳～74歳	70歳未満
低所得Ⅰ	19万円/年	19万円/年	34万円/年
低所得Ⅱ	31万円/年	31万円/年	
一 般	56万円/年	62万円/年	67万円/年
現役並み所得者	67万円/年		126万円/年

(注) 区分については、医療保険の区分を適用します。

高額介護（介護予防）サービス費の実施状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数 (件)	16,855	18,595	18,951	19,975	21,054	22,191
総費用額 (千円)	186,898	232,188	230,013	245,343	258,592	272,556

② 特定入所者介護（介護予防）サービス費

介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費（滞在費）については原則自己負担になっていますが、低所得の人の施設利用が困難とならないように、所得に応じた負担限度額まで自己負担し、基準費用額との差額分は介護保険から給付されます。

基準費用額：介護保険施設における食費・居住費（滞在費）の平均的な費用を勘案して定める額（1日あたり）

居住費（滞在費）：ユニット型個室1,970円、ユニット型準個室1,640円、従来型個室1,640円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,150円）、多床室320円 食費：1,380円

特定入所者介護（介護予防）サービス費

区 分		負 担 限 度 額		
		居 住 費（滞在費）	食 費	
利用者負担段階 第1段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人、生活保護を受給している人	ユニット個室	820円/日	300円/日
		ユニット準個室・ 従来型個室	490円/日 (320円/日)	
		多床室	0円/日	
利用者負担段階 第2段階	市民税非課税世帯の人のうち、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	ユニット個室	820円/日	390円/日
		ユニット準個室・ 従来型個室	490円/日 (420円/日)	
		多床室	320円/日	
利用者負担段階 第3段階	市民税非課税世帯の人のうち、上2項に該当しない人	ユニット個室	1,310円/日	650円/日
		ユニット準個室・ 従来型個室	1,310円/日 (820円/日)	
		多床室	320円/日	
利用者負担段階 第4段階	上3項に該当しない人 (市民税課税世帯)	居住費（滞在費）・食費については、施設が定めた金額をお支払いいただくことになります。		

(注) () 内は、特別養護老人ホームに入所または短期入所した場合の従来型個室の額

特定入所者介護（介護予防）サービス費の決定状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
支給件数 (件)	16,140	16,692	17,594	18,544	19,545	20,600

③ 社会福祉法人による軽減措置

社会福祉法人が行う、訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、介護予防通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護の各サービスの利用者のうち、低所得者について社会福祉法人が軽減を行い、軽減額によりその一部を国・県・市が法人に対して補助金を支給します。

社会福祉法人による軽減措置の決定状況と今後の見込

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象者数 (人)	46	51	65	70	75	80
対象法人 (法人数)	5	5	5	6	6	6
総費用額 (千円)	793	856	1,300	2,000	2,000	2,000

④ 介護保険料の軽減

ア 災害等による徴収猶予・減免

介護保険法の規定により、生計中心者の死亡・失業などの事情により一時的に負担能力が低下した人について、保険料の徴収猶予・減免を行いました。

災害等による徴収猶予・減免の実施状況			
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
猶予件数 (件)	0	0	0
減免件数 (件)	5	4	2
総費用額 (千円)	185	118	65

イ 低所得による軽減

鳥取市独自の制度として、世帯の収入、資産等一定の条件を満たす低所得者を対象に保険料の軽減を行っています。

平成24年度以降も引き続き、年収65万円以下の低所得者に対する軽減を行います。

軽減の 対象者	保険料段階が第1段階または第2段階で、下記(1)から(6)をすべて満たす人 (1) 生活保護を受けていない。 (2) 本人と家族に市民税が課されていない。 (3) 市民税が課されている人に扶養されていない。 (4) 市民税が課されている人と生計をともにしていない。 (5) 本人と家族の前年1年間の収入の合計金額が65万円以下であり、かつ、当年1年間の収入見込額の合計金額が65万円以下である(世帯員が3人以上の場合は、1人につき17.5万円加算する)。 (6) 資産などを活用してもなお、生活が困窮している状態と認められる(預・貯金は、1人あたり350万円以下)。		
	軽減の 内容	保険料段階	年間収入
	第1・2段階	65万円以下	基準額×1/2 ⇒ 基準額×1/4 (保険料率0.5) (保険料額0.25)

低所得等による保険料の軽減の実施状況と今後の見込

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実施件数 (件)	44	48	31	63	75	88
総費用額 (千円)	572	613	403	1,000	1,200	1,400

<介護給付の適正化>

介護給付の適正化を図るため、介護サービス利用者に給付費の実績を通知し、利用者に保険制度からの給付を認識していただくとともに、制度に対する理解を深めていただきます。また、不適切な給付について国民健康保険団体連合会と協力して給付内容を確認し、事業者に対しての不正請求の抑止を図ります。

ア) 介護認定の適正化

- ・委託訪問調査の状況の点検
主治医意見書との不整合、記載漏れ等について書面確認を実施します。

イ) ケアマネジメント等の適正化

- ・全市の介護支援専門員連絡会の開催
ケアマネジメントの質の向上のための研修を実施します。
- ・生活圏域ごとの居宅介護支援事業所との連絡会の開催
事例検討、地域包括支援センターとの連携についての協議を実施します。

ウ) 住宅改修等の点検

- ・住宅改修の点検
高齢者居住環境整備助成事業と併せて行う案件について住宅改修指導員を派遣して現地調査を実施します。また、提出書類や写真から現状がわかりにくい案件については現地調査を実施します。
- ・福祉用具貸与の点検
国保連介護給付適正化システムで品目別に単位数を点検し、単位数の差の大きなものを事業所に確認します。

エ) 縦覧点検・医療情報との突合

- ・縦覧点検
国保連介護給付適正化システムで請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性（重複請求、算定期間回数制限等）の点検を行います。
- ・医療情報との突合
入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無を確認します。

オ) 介護給付費通知

介護保険サービスの利用実績がある人に対してサービスの費用等について通知します。（年4回）

カ) 指導監督に関する取組

介護サービス事業者に対する指導監督体制の強化を図り、鳥取県等関係機関と連携して実地指導・監査を実施し、事業者に対する適切な指導監督を行います。

(4) 給付費等の見込

① 被保険者・要介護認定者・サービス受給者の見込

平成23年度及び計画期間中の被保険者・要介護認定者・サービス受給者を以下のとおり見込みました。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者人口	44,858人	46,732人	48,606人	50,480人
要介護認定者数 (A)	9,114人	9,786人	10,449人	11,085人
(平成23年度に対する増加率)	100.0%	107.4%	114.6%	121.6%
要支援者	2,443人	2,598人	2,754人	2,916人
要支援1	1,155人	1,177人	1,198人	1,222人
要支援2	1,288人	1,421人	1,556人	1,694人
要介護者	6,671人	7,188人	7,695人	8,169人
要介護1	1,218人	1,321人	1,426人	1,535人
要介護2	1,617人	1,716人	1,809人	1,897人
要介護3	1,308人	1,361人	1,407人	1,438人
要介護4	1,113人	1,190人	1,268人	1,338人
要介護5	1,415人	1,600人	1,785人	1,961人
サービス利用者数 (B)	7,069人	7,800人	8,319人	8,821人
在宅サービス	4,924人	5,587人	6,010人	6,443人
居住系サービス (注)	2,145人	2,213人	2,309人	2,378人
認定者のうち介護サービスを利用する者の比率 (B/A)	77.6%	79.7%	79.6%	79.6%

(注) 居住系サービスとは、介護保険施設サービス (特養、老健、療養病床) に、グループホーム、介護専用特定施設入居者を加えたもの

② 介護サービス量と給付総額の見込

前記の見込方針に従って見込んだ計画期間の介護サービス量と給付総額は、以下のとおりとなります。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1 介護給付費	12,181,450千円	13,247,096千円	14,247,479千円	15,170,531千円
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	151,848回/年 11,262人/年	232,936回/年 11,709人/年	259,987回/年 12,954人/年	287,039回/年 14,200人/年
②訪問入浴介護	6,183回/年 1,281人/年	7,169回/年 1,554人/年	8,747回/年 1,873人/年	10,324回/年 2,191人/年
③訪問看護	20,304回/年 3,417人/年	23,608回/年 4,008人/年	27,728回/年 4,680人/年	31,847回/年 5,352人/年
④訪問リハビリテーション	6,687回/年 1,083人/年	11,811回/年 1,249人/年	13,278回/年 1,407人/年	14,745回/年 1,564人/年
⑤居宅療養管理指導	4,911人/年	4,646人/年	4,647人/年	4,649人/年
⑥通所介護	235,131回/年 22,470人/年	247,455回/年 21,970人/年	272,069回/年 24,116人/年	296,684回/年 26,262人/年
⑦通所リハビリテーション	62,721回/年 7,281人/年	66,352回/年 7,666人/年	72,429回/年 8,359人/年	78,505回/年 9,053人/年
⑧短期入所生活介護	27,288日 3,048人/年	29,507日 3,280人/年	33,251日 3,667人/年	36,994日 4,055人/年
⑨短期入所療養介護	11,157日 1,434人/年	13,085日 1,600人/年	14,913日 1,821人/年	16,742日 2,041人/年
⑩特定施設入居者生活介護	1,968人/年	1,956人/年	1,956人/年	1,956人/年
⑪福祉用具貸与	22,212人/年	23,949人/年	26,659人/年	29,368人/年
(2) 地域密着型サービス				
①認知症対応型通所介護	33,003回/年 2,829人/年	34,624回/年 2,917人/年	38,349回/年 3,217人/年	42,073回/年 3,518人/年
②小規模多機能型居宅介護	4,278人/年	4,836人/年	5,292人/年	5,748人/年
③認知症対応型共同生活介護	2,304人/年	2,316人/年	2,640人/年	2,640人/年
④地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	258人/年	0人/年	0人/年	0人/年
⑤定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0人/年	600人/年	600人/年	600人/年
⑥複合型サービス	0人/年	612人/年	612人/年	612人/年
(3) 特定福祉用具販売	414件	636件	684件	732件
(4) 住宅改修	357件	492件	540件	588件
(5) 居宅介護支援	37,884件	41,648件	46,552件	51,456件
(6) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	9,849人/年	10,824人/年	11,652人/年	12,480人/年
②介護老人保健施設	8,502人/年	8,508人/年	8,508人/年	8,508人/年
③介護療養型医療施設	2,442人/年	2,460人/年	2,460人/年	2,460人/年
④療養病床（医療保険）転換分	-	0人/年	0人/年	0人/年
2 介護予防給付費	721,317千円	805,247千円	878,487千円	951,727千円
(1) 介護予防サービス				
①介護予防訪問介護	6,807人/年	7,444人/年	7,988人/年	8,531人/年
②介護予防訪問入浴介護	54回/年 12人/年	55回/年 14人/年	62回/年 15人/年	69回/年 17人/年
③介護予防訪問看護	1,083回/年 234人/年	1,047回/年 252人/年	1,158回/年 276人/年	1,270回/年 301人/年
④介護予防訪問リハビリテーション	1,296回/年 279人/年	2,854回/年 290人/年	3,117回/年 316人/年	3,379回/年 342人/年
⑤介護予防居宅療養管理指導	459人/年	293人/年	310人/年	326人/年
⑥介護予防通所介護	8,487人/年	9,022人/年	9,680人/年	10,338人/年
⑦介護予防通所リハビリテーション	3,195人/年	3,421人/年	3,723人/年	4,024人/年
⑧介護予防短期入所生活介護	612日 129人/年	692日 146人/年	759日 160人/年	827日 173人/年
⑨介護予防短期入所療養介護	132日 15人/年	0日 0人/年	0日 0人/年	0日 0人/年
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	507人/年	492人/年	492人/年	492人/年
⑪介護予防福祉用具貸与	4,089人/年	4,336人/年	4,724人/年	5,112人/年
(2) 地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	513回/年 84人/年	597回/年 105人/年	654回/年 113人/年	711回/年 122人/年
②介護予防小規模多機能型居宅介護	396人/年	360人/年	383人/年	407人/年
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年
(3) 特定介護予防福祉用具販売	183件	316件	344件	372件
(4) 住宅改修	183件	324件	348件	372件
(5) 介護予防支援	17,475件	19,844件	22,300件	24,756件
3 高額介護サービス費	230,013千円	245,344千円	258,592千円	272,556千円
4 特定入所者介護（介護予防）サービス費	604,223千円	684,219千円	758,432千円	834,525千円
5 審査支払手数料	18,355千円	19,403千円	20,451千円	21,554千円
総給付費（1+2+3+4+5）	13,755,358千円	15,001,309千円	16,163,441千円	17,250,893千円

(5) 第1号被保険者の保険料の推計

① 標準給付費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
保険給付費見込総額 (a)	14,981,905,790 円	16,142,990,857 円	17,229,338,678 円	48,354,235,325 円
総給付費	14,052,342,799 円	15,125,966,329 円	16,122,257,851 円	45,300,566,979 円
特定入所者介護サービス費等給付額	684,219,332 円	758,432,311 円	834,524,632 円	2,277,176,275 円
高額介護サービス費等給付額	245,343,659 円	258,592,217 円	272,556,195 円	776,492,071 円
算定対象審査支払手数料 (b)	19,402,420 円	20,450,175 円	21,554,455 円	61,407,050 円
審査支払手数料支払件数	204,236 件	215,265 件	226,889 件	646,390 件
標準給付費見込額 (A) = (a) + (b)	15,001,308,210 円	16,163,441,032 円	17,250,893,133 円	48,415,642,375 円

② 地域支援事業費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費 (B)	449,400,000 円	484,200,000 円	516,800,000 円	1,450,400,000 円
(参考) 保険給付費見込額(A)に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

③ 第1号被保険者の保険料

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
第1号被保険者数	46,732 人	48,606 人	50,480 人	145,818 人
前期 (65 ~ 74 歳)	20,977 人	22,191 人	23,405 人	66,573 人
後期 (75 歳~)	25,755 人	26,415 人	27,075 人	79,245 人
所得段階別被保険者数				
第1段階	879 人	915 人	949 人	2,743 人
第2段階	6,908 人	7,185 人	7,462 人	21,555 人
第3段階	3,750 人	3,900 人	4,051 人	11,701 人
第4段階	3,784 人	3,936 人	4,088 人	11,808 人
第5段階	15,988 人	16,630 人	17,271 人	49,889 人
第6段階	10,133 人	10,539 人	10,945 人	31,617 人
第7段階	4,109 人	4,273 人	4,438 人	12,820 人
第8段階	1,181 人	1,228 人	1,276 人	3,685 人
合計	46,732 人	48,606 人	50,480 人	145,818 人
所得段階別加入割合補正後被保険者数 (C)	46,133 人	47,982 人	49,833 人	143,948 人

標準給付費見込額 (A)	15,001,308,210 円	16,163,441,032 円	17,250,893,133 円	48,415,642,375 円
地域支援事業費 (B)	449,400,000 円	484,200,000 円	516,800,000 円	1,450,400,000 円
第1号被保険者負担相当額 (D)	3,244,648,724 円	3,496,004,617 円	3,731,215,558 円	10,471,868,899 円
調整交付金相当額 (E)	750,065,411 円	808,172,052 円	862,544,657 円	2,420,782,119 円
調整交付金見込交付割合 (H)	7.01%	7.01%	7.01%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	0.9162	0.9162	0.9162	
所得段階別加入割合補正係数 (G)	0.9868	0.9868	0.9868	
調整交付金見込額 (I)	1,051,592,000 円	1,133,057,000 円	1,209,288,000 円	3,393,937,000 円

財政安定化基金拠出金見込額 (J)				円
財政安定化基金拠出率	0.00%			
財政安定化基金償還金 (K)	円	円	円	円
準備基金の残高 (平成23年度末の見込額) (L)				359,506,291 円
国の特例基金 (M)				円
基金取崩額 (N)				359,506,291 円
財政安定化基金取崩による交付額 (O)				125,747,219 円
市町村特別給付費等 (P)	1,000,000 円	1,200,000 円	1,400,000 円	3,600,000 円
保険料収納必要額 (Q)=(D+E-I-N-O+P)				9,017,060,508 円

予定保険料収納率	98.00%	
保険料基準額 (月額)	5,347 円	
保険料基準額 (年額)	64,000 円	

④ 保険料段階別の介護保険料 (年額)

保険料段階	所得などの状況	料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	0.50	32,000 円
第2段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が80万円以下の人	0.50	32,000 円
第3段階	市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入額を合わせた額が120万円以下の人	0.625	40,000 円
第4段階	市民税非課税世帯で、第3段階に該当しない人	0.75	48,000 円
第5段階 【基準額】	本人は市民税非課税で、家族(世帯)に市民税課税者がいる人	1.00	64,000 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が190万円未満の人	1.25	80,000 円
第7段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が190万円以上380万円未満の人	1.50	96,000 円
第8段階	本人が市民税課税で、前年度の合計所得金額が380万円以上の人	1.75	112,000 円